

令和6年第19回定例公安委員会会議録

開催日時 令和6年7月18日(木) 午前10時45分～午後2時42分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時2分

2 出席者

公安委員会 衣笠委員長 久本委員

警察本部 野村警察本部長 森本警務部長 宮田首席監察官
細田生活安全部長 前田刑事部長 山本交通部長
樋口警備部長 濱本警察学校長 坂口情報通信部長
吉村警務部参事官

(事務局等～岩城公安委員会補佐室長、総務課員)

3 議題事項

4 報告事項

- 鳥取県警察の財務に関する内部統制制度の評価結果(警務部)
- 街頭活動時におけるサングラスの着用(警務部)
- 令和6年度鳥取県警察通信指令・無線通話技能競技会の開催(生活安全部)

(1) 鳥取県警察の財務に関する内部統制制度の評価結果(警務部)

警察本部

内部統制とは、業務遂行上のリスクを低減することを目的とするプロセスである。警察組織は法律上、制度の対象外となっているが、当県警察においては、内部統制制度を導入し、組織が自律的に目的を達成する体制を構築するため、独自に進めてきたものである。この度は、令和5年度の結果について報告させていただく。

内部統制制度の体制については、会計課長が推進責任者として、会計監査、自主点検、ルールの制定、確認及び制度運用等を行っている。このことについて、警務課長が評価責任者として、会計監査の実施状況等について確認を行い、警察本部長及び警務部長が取組についての指示を行うという構造になっている。

令和5年度の内部統制制度の運用状況については、会計監査の実施、中国四国管区警察局会計経理指導の受検、業務点検チェックリストによる自己点検等の実施及び年度末及び年度当初における適正な会計経理の推進等、個別の項目に基づいて実施した。

評価手続については、全庁的な評価項目と業務レベルの評価項目で評価を行っており、全庁的な評価項目については、国のガイドラインを基に統制環境やリスクの評価と対応などの6つの基本的要素に対し、12の評価項目を設定している。それぞれ評価項目に沿った規程などが整備され、適正に運用されているかを評価するものであり、リスクの未然防止策の整備が適切か、整備されたリスクの未然防止策の内容が適切か、自己点検やその後の改善が適切に実施されたかどうかを評価の軸としている。評価基準については、対応策が十分でなく不適切な事務を今後も生じさせるおそれがある場合は「不備」、県や県民に対して大きな経済的・社会的な不利益となる不適切な事務が生じ、又は生じる蓋然性が高い場合を「重大な不備」としており、令和5年度については全庁的评价及び業務レベル評価のいずれにおいても、不備及び重大な不備は認められなかった。

財務に関する業務は、不適切な事務は当然発生させないという考え方になるが、他方で、ヒューマンエラーが起きており、内部統制制度の中で、失敗をゼロにすることは難しいということ認識した上で、内部統制制度を運用していくこと、つまり、不適切な事案があれば報告し、対応していくことが全体として重要なことであると考えている。加えて、報告しやすい環境づくりが重要であり、今後においても、引き続き適正に推進していく。

委員

不正があった場合は、隠蔽することなく報告させる機能を充実させ、悪いことを重ねないことが重要であると思う。不正が積み重なれば、重大な不備につながりかねないので、小さなミスにとらわれず、評価を機能させていただけたらと思う。形骸化せずに運用していただきたい。

委員

内部統制制度の評価結果について、不備及び重大な不備は認められなかったということであり、制度がしっかりと機能していると感じた。不適切な事務について、令和5年は令和4年よりも件数が増えており、主なものがヒューマンエラーであるとのことであるが、ヒューマンエラーを減らすための小さな工夫の積み重ねが再発防止につながると思う。継続的な改善をお願いしたい。

(2) 街頭活動時におけるサングラスの着用（警務部）

警察本部

街頭活動時における警察職員のサングラスの着用について、現行の規程においても、職務上又は健康上の必要がある場合においては、サングラスの着用は認められているが、細かいルールが定められていなかったため、この度街頭活動中のサングラスの着用について規程を整備することとした。導入の目的は、直射日光や太陽光の乱反射を軽減し視界を確保することによる交通事故防止及び紫外線による健康被害の軽減であり、本年7月22日からの全ての所属において街頭活動中の警察職員を対象に運用を開始することとしている。

対象業務は、街頭で活動する警察職員が、直射日光等の影響が大きいと認められる日中の時間帯に、公用車を運転する場合、公用車に運転補助者として乗車する場合、警察用船舶及び航空機を運航する場合、屋外で長時間業務に従事する者で、紫外線による健康被害が懸念される場合など、効果的な活用が認められる街頭活動時としているが、白内障、角膜炎等の目の疾病がある者は、街頭活動時以外の着用の可否について各級幹部に相談の上、着用を検討することとしている。

サングラスの仕様については、華美又は奇抜な形状や色調でないものとし、県民と接する際には外すこととしており、場面に応じた使い分けをするよう指示をしていく。

本件については、報道提供資料を発出し、県民への周知を図る予定である。

委員

警察官は、制服姿に威圧感があるので、サングラスを着用すると更に威圧感が増すと考えられる。しかし、警察職員の健康に配慮した取組であることから、その点について、しっかりと県民への広報をお願いする。

委員

サングラスの着用により、目の保護や目視のしやすさにつながることから、上手く導入できたらと思う。県民の方の中には、警察職員のサングラスが気になる方もおられると思うので、しっかりと広報し、運用していただきたい。

(3) 令和6年度鳥取県警察通信指令・無線通話技能競技会の開催（生活安全部）

警察本部

鳥取県警察通信指令・無線通話技能競技会は、地域警察官の無線通話技能と事

案対処能力の向上を図るとともに、通信指令を担う人材の育成を目的として開催している。本年は、8月5日に警察本部において開催する予定である。競技参加者は、県下9警察署から、それぞれ地域警察官2人1組を選出することとしており、警察署通信指令担当者役、現場警察官役に分かれ、事案想定に基づいた指揮や無線報告等の対処能力を競うこととしている。競技時間は、1チーム20分間である。

競技会の上位2所属については、表彰することとしており、競技会の結果を踏まえ、全国大会に出場する警察署通信指令担当者役と現場警察官役を選出する予定である。

委員

各警察署で競技会に向けた訓練をされると思うが、しっかりと取り組んでいただきたい。全国大会にも出場するとのことであり、鳥取県警察全体の技能向上のため、全国大会の結果を自県に持ち帰り、警察職員に伝達していただきたい。

委員

無線通話技能は大事なスキルであり、無線通話によって一命に関わる場面もあるかと思う。競技会を通じ、県警察全体のスキルアップを図っていただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・鳥取県警察の財務に関する内部統制制度の評価結果
- ・街頭活動時におけるサングラスの着用

4 報告事項

監察報告

5 決裁

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。